

理事会議事録

期 日 令和元年7月12日（金）

会 場 鹿児島県市町村自治会館（401号室）

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

理 事 長

(伊佐市長)

隈 元 新



理 事

(志布志市長)

下 平 晴 行



理 事

(屋久島町長)

荒 本 耕 治



理事会議事録

1. 開催日時

令和 元 年 7 月 12 日 午後 1 時 30 分～ 3 時 10 分

2. 開催場所

鹿児島県市町村自治会館（401 号室）

3. 出席者

理事長	隈 元	伊佐市長
副理事長	川 添	長島町長
副理事長	中 西	鹿屋市長
理事	宮 路	日置市長
	前 田	枕崎市長
	下 平	志布志市長
	森 田	南大隅町長
	荒 木	屋久島町長
常務理事	久木田	国保連合会常務理事
監 事	肥 後	十島村長

4. 欠席者

理 事	伊集院	大和村長
	大久保	伊仙町長
	池 田	県医師国民健康保険組合理事長

5. 理事長あいさつ

皆さんこんにちは。理事長の隈元でございます。

本日は、大変お忙しい中、また天候の悪い心配な状況の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

かねてから皆様方には、本会の業務運営につきまして、格別な御支援・御協力

を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、少子高齢化の進行、本格的な人口減少社会の到来、医療・介護費の増嵩など、国民健康保険を含め社会保障制度を取り巻く環境がますます厳しくなる中、県が国保運営の中心的な役割を担う新たな国保制度が開始され1年が経過しました。連合会としましても、引き続き制度運営の定着に努め、関係システムの安定稼働など、円滑な執行に努めてまいります。

また、健康保険法等改正法が、5月15日に国会にて成立し、同22日に公布、一部施行されました。

本改正法には、オンライン資格確認等システムの導入や、国保データベース（KDB）システムを活用した高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、国保連合会の業務運営に関する理念規定やデータ分析等の業務を含む業務規定の創設等、連合会の事業運営にかかわる重要事項が盛り込まれており、連合会としては、これまでの取組を通じて蓄積してきた多くの知見やノウハウを十分に活かし、今般の法改正により、期待されている役割を適切に発揮できるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えていますので、皆さまからのご指導ご鞭撻の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の理事会は、専決処分された報告事項、平成30年度事業報告及び決算、令和元年度予算補正等についてご審議いただきたいと思います。盛りだくさんの内容ではございますけれども、どうぞ御協議の程、よろしくお願い申し上げます。

6. 前回の総会以降の主な出来事

久木田常務理事より次の項目について説明

- I. 健康保険法等の一部改正について
- II. 連合会における新たな積立資産の創設について
- III. 健康スコアリングレポートについて
- IV. その他（会議等のご案内）

7. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 議長選出

規約第32条の規定により、隈元理事長が議長に選出された。

(2) 出席状況の報告

理事 12 人中、9 人出席されているので、定数の半分以上が出席していることを事務局から報告した。

(3) 議事録署名者氏名

規約第 35 条の規定により、下平志布志市長及び荒木屋久島町長が、議事録署名人に選任された。

(4) 議案及びその審議状況

【議長（限元理事長）】

御指名がありましたので議長職を務めさせていただきます。本日の附議事項は、来る 7 月 26 日開催を予定しております通常総会に提案いたします平成 30 年度決算及び令和元年度予算補正、その他でございます。

なお、本日御提案申し上げます議案等については、去る 6 月 28 日に開催されました理事及び監事選出の保険者の主管課長等で構成される幹事会において、審議いただいておりますことを申し添えます。

また、「理事会附議事項概要説明資料」に基づき御説明申し上げ、御協議いただく方法で議案の協議を進めてまいりますので、御審議の程よろしくお願い申し上げます。

次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差し支えございませんか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、志布志市長の下平理事様、屋久島町長の荒木理事様のお二人を御指名申し上げます。宜しくお願いします。

それでは、審議にはいります。

まず、報告事項ですが、専決処分がなされた規則の一部改正や予算補正・弾力条項等でありますので、報告第 6 号から第 21 号の 16 件を、一括して審議することにしたと思いますが差しつかえございませんか。

(異議なし)

御異議がないようですので、報告第 6 号「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について」から報告第 21 号「令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について」までを一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

【議決事項】

(報告第 6 号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について)

【事務局】

A 3 版横の「理事会附議事項概要説明資料」で説明いたします。

1 ページをお開きください。

報告第6号は「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について、鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第33条第2項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

内容でございますが、改正労働基準法等による年次有給休暇の取得義務付けに伴い、所要の改正をさせていただいたものでございます。

新旧対照表で説明させていただきます。右側が改正前、左側が改正後でございます。年次有給休暇を10日以上与えられた職員に対して5日休暇を取得させることを義務づけるため、第11条第4項のアンダーライン部分を追加したものでございます。

附則 この規則は平成31年4月1日から施行するものでございます。

(報告第7号 事務局組織規程の一部改正について)

【事務局】

2ページをお開きください。

報告第7号は、「事務局組織規程の一部改正について」でございます。

主旨でございますが専決処分させていただきましたので、報告するものでございます。

内容でございますが、平成31年4月から風しんに関する追加的対策が実施されることにより規程の一部を改正したものでございます。

新旧対照表の第3条第4号中セをソとし、セのアンダーラインの「風しんの追加的対策に関すること」を加えたものでございます。

附則 この規程は、令和元年5月15日から施行し、平成31年4月1日から適用したものでございます。

(報告第8号 診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について)

【事務局】

3ページをお開きください。

報告第8号は、「診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について」でございます。

主旨、内容でございますが、報告第7号と同様でございます。

新旧対照表の風しんの抗体検査等費用の請求・支払いを実施するためにアンダーラインの抗体検査等費用などを加え文言の整理をさせていただいたものでございます。

附則 この規則は、令和元年5月15日から施行し、平成31年4月1日から適用したものでございます。

(報告第9号 財務規程の一部改正について)

【事務局】

4ページをお開き下さい。

報告第9号は、「財務規程の一部改正について」でございます。

主旨、内容でございますが、報告第7号と同様でございます。

新旧対照表の第13条第4号中アンダーラインの抗体検査等費用と風しん対策事務手数料を第22条第3号に抗体検査等費用を加えたものでございます。

附則 この規程は令和元年5月15日から施行し、平成31年4月1日から適用したものでございます。

(報告第10号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について)

【事務局】

5ページをお開き下さい。

報告第10号は、「鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について」で
ございます。

主旨、内容でございますが、報告第7号と同様でございます。

新旧対照表の第47条の2第1号について、アンダーライン部分の抗体検査等費用
を加えたものでございます。

附則 この規約は、令和元年5月15日から施行し、平成31年4月1日から適用
したものでございます。

(報告第11号 手数料規程の一部改正について)

【事務局】

6ページをお開きください。

報告第11号は、「手数料規程の一部改正について」で
ございます。

主旨、内容でございますが、報告第7号と同様でございます。

新旧対照表でアンダーラインが加えた箇所でございます。

第2条第22号「風しん対策事務手数料抗体検査受診票1件につき300円、定期接
種予診票1件につき300円」を加えたものでございます。

附則 この規程は、令和元年5月15日から施行し、平成31年4月1日から適用
したものでございます。

(報告第12号 平成30年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正(4 回)について)

【事務局】

7ページをお開き下さい。

報告第12号は、平成30年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正
(4回)についてでございます。

主旨でございますが、専決処分をさせていただきましたので、報告するもので
ございます。

内容でございますが、住所地特例対象者に対する 総合事業における 介護予防
ケアマネジメント費の財政調整の結果、予算不足が生じたため、所要の補正をさせ
ていただいたものでございます。

予算補正額は、歳入歳出ともに52万9千円でございます。

主な事項の歳入でございます。

7款1項1目介護予防ケアマネジメント負担金受入金は、市町村から受け入れ、
歳出で同額を施設所在市町村へ支払うため補正させていただいたものでござい
ます。

(報告第 13 号 平成 30 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正 (4 回) について)

【事務局】

報告第 13 号は「平成 30 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正 (4 回) について」でございます。

主旨でございますが、専決処分させていただきましたので、報告するものでございます。

内容でございますがレセプト電算処理システム推進事業に関する国庫補助金の交付金が決定されたことに伴い、所要の補正をしたものでございます。

予算補正額は、歳入、歳出ともに 153 万 4 千円でございます。

主な事項の歳入で 153 万 4 千円を国から受け入れ、歳出で国保中央会へ支払うものでございます。

(報告第 14 号 弾力条項 (診療報酬審査支払特別会計) の適用について)

【事務局】

8 ページをお開きください。

報告第 14 号から報告第 18 号は、「弾力条項の適用について」でございます。

主旨でございますが、平成 30 年度のお示しの各会計の支払勘定において弾力条項を適用し専決処分させていただきましたので、報告するものでございます。

内容でございますが、お示しの各支払勘定において、医療費等の増加により保険医療機関等への支出金に予算不足が生じたので所要の補正をさせていただいたものでございます。

報告第 14 号は、国民健康保険診療報酬支払勘定で、内容の予算補正額は、歳入、歳出ともに 62 億 8,515 万 8 千円でございます。

主な事項でお示しのとおり、歳入で保険者から受入、歳出でそれぞれ同額を医療機関等へ支払うため補正させていただいたものでございます。

(報告第 15 号 弾力条項 (後期高齢者医療事業関係業務特別会計) の適用について)

【事務局】

9 ページをお開きください。

報告第 15 号は、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定で、予算補正額は、歳入歳出ともに 8,141 万 5 千円でございます。

主な事項でお示しのとおり、歳入で公費実施主体から受け入れ、歳出で同額を医療機関等へ支払うものでございます。

(報告第 16 号 弾力条項 (第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計) の適用について)

【事務局】

10 ページをお開きください。

報告第 16 号は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計で、内容の予算補正額は、歳入歳出ともに 5,228 万 8,000 円でございます。

主な事項でお示しのとおり、歳入で損害保険会社等から賠償金として受け入れ、歳出で同額を後期高齢者医療広域連合に支払うものでございます。

(報告第 17 号 弾力条項 (介護保険事業関係業務特別会計) の適用について)

【事務局】

11 ページをお開きください。

報告第 17 号は、介護給付費等支払勘定で、予算補正額は、歳入、歳出ともに 13 億 7,986 万 4 千円、公費負担医療に関する報酬等支払勘定の予算補正額は、歳入歳出ともに 3,233 万 1 千円でございます。

主な事項でお示しのとおり、歳入で保険者及び公費実施主体から受け入れ、歳出で同額を請求事業者へ支出するものでございます。

(報告第 18 号 弾力条項 (障害者総合支援法関係業務等特別会計) の適用について)

【事務局】

12 ページをお開きください。

報告第 18 号は、障害介護給付費支払勘定で、予算補正額は、歳入歳出ともに 1 億 7,782 万 8 千円で、障害児給付費支払勘定の予算補正額は、歳入歳出ともに 10 億 1,447 万 9 千円でございます。

主な事項でお示しのとおり、歳入で市町村から受け入れ、歳出で同額を指定事業者へ支出するものでございます。

(報告第 19 号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について)

(報告第 20 号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について)

【事務局】

13 ページをお開きください。

報告第 19 号は、「令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」、報告第 20 号は、「令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

主旨でございますが、両会計とも専決処分させていただきましたので、報告するものでございます。

内容でございますが、柔道整復師施術療養費審査委員会の委員の謝金について報酬で予算化していたものを報償費で支出することから、所要の補正をしたものでございます。

柔整の審査委員会においては、協会健保と合同で実施しておりますが、事務局が協会健保であり審査委員会の規定等は協会健保が定めており、本会の手数料規定に謳っていないために報酬で支払うことは適切でないということから、報償費に変更したものでございます。

予算補正額は、両会計とも歳入歳出ともに 0 円でございます。

主な事項の歳出で両会計とも審査委員会費の 1 節報酬から 8 節報償費へ、43 万 5 千円を補正して支払うものでございます。

(報告第 21 号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について)

【事務局】

14 ページをお開きください。

報告第 21 号は、「令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について」でございます。

主旨でございますが専決処分させていただきましたので、報告するものでございます。

内容でございますが、平成 31 年 4 月から風しんに関する追加的対策が実施されることにより所要の補正をしたものでございます。

予算補正額は、業務勘定が歳入、歳出ともに 1,549 万 9 千円、抗体検査等費用に関する支払勘定が歳入、歳出ともに 2 億 6,017 万円でございます。

主な事項で説明いたします。

歳入で 1 款手数料、4 項事務費、2 目風しん対策事務費補正額 1,340 万 9 千円を科目新設して市町村から受け入れ、2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目国民健康保険団体連合会補助金補正額 209 万円を風しん対策に係るシステム改修の初期費用として国から受け入れるものでございます。

歳出で、1 款総務費、1 項審査支払管理費、5 目風しん対策事業費は風しん対策に係る人件費並びに諸経費等を科目新設して補正し、残額を予備費で調整させていただいたものでございます。

15 ページをお開きください。

風しんの追加的対策に対応するため新設した抗体検査等費用に関する支払勘定でございます。

主な事項の歳入で抗体検査等費用を市町村から受け入れ、歳出で健診機関へ同額を支払うものでございます。

以上でございます。

【議長 (隈元理事長)】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、報告第 6 号から報告第 21 号は、原案どおり決定することよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、報告第 6 号から報告第 21 号は原案どおり決定することといたします。

次は、議決事項でございます。

役議案第 8 号から第 11 号の 4 件は、規則の制定等でございますので、一括して審議することにしたいと思っておりますが差しつかえございませんか。

(異議なし)

御異議がないようですので、役議案第8号「障害者総合支援市町村事務共同電算処理業務規則の制定について」から、役議案第11号「レセプト点検事務共同事業規則の一部改正について」までを一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

(役議案第8号 障害者総合支援市町村事務共同電算処理業務規則の制定について)
【事務局】

16 ページをお開き下さい

役議案第8号は、障害者総合支援市町村事務共同電算処理業務規則の制定についてでございます。

主旨でございますが、障害者総合支援法等の改正により、高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者が拡大されたことに伴い、支給額の計算処理等を市町村事務共同電算処理として実施するため、規則を制定しようとするものでございます。

規則の内容でございますが、主な項目としまして、第1条に趣旨、第2条に処理の種類、第3条に処理の委託、第7条に個人情報の閲覧等の禁止などを定めるものでございます。

17 ページをお開き下さい

附則 この規則は、令和元年8月1日から施行するものでございます。

(役議案第9号 ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の制定について)

【事務局】

19 ページをお開きください。

役議案第9号は、「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の制定について」でございます。

主旨でございますが、「国民健康保険団体連合会における経理事務について」の一部改正に伴い、新たな積立資産の種類が示されたことから、積立資産を管理運用するための規程を制定しようとするものでございます。

先ほどの常務理事の説明にもありましたように、今後ICTやAIの導入・活用による審査支払業務の高度化・効率化を行うことが求められており、そのために積立てた場合に課税になってしまうという課題がありました。このため、厚生労働省は国税庁と協議を行い、新たな積立資産の創設等について改正の通知が発出されたものです。

内容でございますが、第1条で目的を、第2条で積立資産の種類を、第3条で積立金の資金・財源について、第4条で管理運用について、第5条では、積立金の上限額を手数料収入の30%相当額とすることなどを定めたものでございます。

ページをおめくりいただきまして、

附則 この規程は令和元年7月12日から施行し平成31年4月1日から適用するものでございます。

(役議案第 10 号 処務規程の一部改正について)

【事務局】

21 ページをお開きください。

役議案第 10 号は「処務規程の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、事務局組織体制の変更に伴い文書の編集項目の見直しが必要となることから、所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、事務局組織体制を本年 4 月に、事業課を保険者支援課に、情報管理係を審査管理課から保険者支援課に変更し保険者支援係としたことから、新旧対照表のアンダーライン部分を改めるもので、別表第 1 の事業を保険者支援に改め、22 ページの下段左側の審査・情報を審査に、その他アンダーライン部分を整備し改めたものでございます。

23 ページをお開きください。

附則 この規程は令和元年 7 月 12 日から施行し平成 31 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

(役議案第 11 号 レセプト点検事務共同事業規則の一部改正について)

【事務局】

24 ページをお開きください。

役議案 第 11 号は、「レセプト点検事務共同事業規則の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する施行細則の一部改正をおこなったことなどから所要の改正しようとするものでございます。

内容でございますが、第 5 条では、規定の題名を変更したことに伴いましてアンダーライン部分を改めるもので、第 7 条では、専門員の業務について従来から実施しておりましたがアンダーライン部分を明文化したものでございます。

附則 この規則は令和元年 7 月 12 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上でございます。

【議長（隈元理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、役議案第 8 号から役議案第 11 号は、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、役議案第 8 号から役議案第 11 号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次に、役議案第 12 号「通常総会の開催について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(役議案第 12 号 通常総会の開催について)

【事務局】

主旨でございますが、通常総会の開催日及び提出事項を定めるものでございます。内容につきましては、A 4 判横の「理事会議案」で説明させていただきます。理事会議案の 155 ページをお開きください。

日時は、令和元年 7 月 26 日（金）午後 1 時 30 分から、会場は、鹿児島県市町村自治会館 4 階 403 号室でございます。

報告事項は 12 件、議決事項は 17 件で、平成 30 年度の事業報告及び決算に伴うものなど 156 ページまでのお示しのとおりでございます。

以上でございます。

【議長（隈元理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、役議案第 12 号は原案どおり決定することといたします。

ここから総会の議決事項として理事会から提出する議案について御協議をお願いします。

最初に、議案第 19 号「手数料規程の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(議案第 19 号 手数料規程の一部改正について)

【事務局】

A 3 版の理事会附議事項概要説明資料へお戻りください。

25 ページでございます。

議案第 19 号は、手数料規程の一部改正についてでございます。

主旨でございますが、障害者総合支援法等の改正により、高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者が拡大されたことに伴い、支給額の計算処理等を市町村事務共同電算処理として実施するなどのため所要の改正をしようとするものでございます。

第 2 条第 1 項に第 23 号として、障害者総合支援市町村事務共同電算処理手数料を加え、第 3 条第 1 項及び第 2 項をアンダーラインのとおり改め、第 4 項を削り、別表第 7 を加えるものでございます。

附則 この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行し、令和元年 8 月の審査から適用するものでございます。

以上でございます。

【議長（隈元理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議が無いようですので、議案第 19 号は原案どおり決定することといたします。

次は、平成 30 年度決算関係です。

議案第 20 号から議案第 27 号までは、それぞれ関連がありますので、一括して審議することにしたいと思っておりますが、差しつかえございませんか。

（異議なし）

御異議がないようですので、議案第 20 号「平成 30 年度事業報告の認定について」から議案第 27 号「平成 30 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 8 件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

（議案第 20 号 平成 30 年度事業報告の認定について）

【事務局】

26 ページをお開きください。

議案第 20 号は、「平成 30 年度事業報告の認定について」でございます。

内容につきましては、A 4 横の「理事会議案」でご説明申し上げます。理事会議案の 165 ページをお開きください。

平成 30 年度の事業につきましては、事業計画の基本方針に基づき、ここにお示しの事業実施報告のとおり実施いたしました。

ポイントを絞ってご報告申し上げたいと存じます。

まず、総括としまして、平成 30 年度は、新国保制度の円滑な施行に努め、保険者の共同体としての責務を果たすため、基幹業務である審査支払業務はもとより、保険者努力支援制度に基づく保険者支援に取組み、事業計画に基づきまして、事業を実施したところでございます。

まず、審査支払関係でございます。

①国保中央会と全国の国保連合会が平成 29 年 10 月に公表した「国保審査業務充実・高度化基本計画」に基づき、国保における審査基準の統一化を推進するため、審査委員会との連携を強化しながら取り組んでまいりました。各国保連合会における審査委員会の取り決め事項は、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等の協議を踏まえまして、全ての国保連合会の 8 割以上が採用している項目を全国保連合会共通の審査基準とすることとしたところでございます。

③新規事業でございますが、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう療養費につきましては、県内全ての保険者等が受療委任方式を採用していたことから、委託の同意を得て、点検及び請求・支払を全ての保険者から受託し、保険者事務の軽減を図ったところでございます。

166 ページをお開きください。次に保険者支援の関係でございます。

①医療費適正化対策支援事業として国保データベース（KDB）システム及び新医療費分析システムを活用し、データヘルス計画が策定・実施できるよう、9か所でブロック別の説明会を開催いたしました。また、17の保険者を訪問し、医療・健診データを基に生活習慣病の課題を分析のうえ、予防対策を保険者と検討し、データヘルス計画の策定や実施・評価を行うための情報提供及び支援を行いました。更に保険者が作成したデータヘルス計画に基づき実施した事業について、本会に設置した、保健所長さん、鹿児島大学の糖尿病・内分泌内科がご専門の医師、県の技術補佐（保健師）で構成されている「保健事業支援・評価委員会」で指導・助言を行っていただきました。

③保険者のデータヘルス計画を含む保健活動の体制・業務・効果的な保健指導の実践について、保険者との協議により包括的な保険者支援を行うことを目的に、医療費適正化対策に係る保健活動支援事業として2保険者に講師を派遣いたしました。この講師でございますが、沖縄の保健活動を考える自主的研究会の代表としてご活躍の保健師さんでございます。また、国保・保健・福祉・介護担当者研修会において、支援内容が波及するよう、支援を行った2保険者から事例としてご報告いただいたところでございます。

⑤地域の保健活動に従事する在宅保健師等の組織の支援を行い、在宅保健師等会員の増員に努め、市町村の健康まつり、ふれあいサロンに在宅保健師等を派遣いたしました。また、特に昨今重要視されております高齢者の健康保持と仲間づくり、寝たきり予防などを目的に開設しているふれあいサロンの増設はもとより、市町村の健康づくり推進員やボランティア、在宅保健師・看護師会会員を対象として、県内の10地区で高齢者ふれあいサロンの支援者のための研修会を開催したところでございます。

⑦保険税収納率向上事業においては、保険者の徴収業務を通じての意識改革を目的に、搜索から動産差押え、インターネット公売などに関する研修会を実施いたしました。また、保険者に収納率向上アドバイザーを派遣し、収納に関する指導・助言等を行いながら、保険者の収納率向上を支援し、その結果については支援内容が波及するよう、研修会にて報告を行ったところでございます。

⑧の2行目、広報番組におきましては、平成30年度からの国保制度改正内容や保険者努力支援制度の評価指標に基づいた保健事業の取り組み、ジェネリック医薬品の利用促進、医師等による生活習慣病の現状や予防法等の情報を放映いたしました。

機関誌「国保かごしま」におきましては、市町村長に取材をし、市町村の保健事業の取り組みやご自身の健康法等を記事として、また、医師による糖尿病の専門的な最新情報や発症・重症化予防についての解説を掲載いたしました。

⑨第三者行為求償事務につきましては、保険者事務の支援に努め、特に求償案件の少ない介護保険の交通事故の掘り起こしを行ったところでございます。

一番下の行、さらに、損害保険会社へ訪問し、未収納案件の状況確認を行い、支

払いの催促を実施したところでございます。

168 ページをお開きください。

次に[その他の事業]としまして、

①保険者協議会の事務局として、協会けんぽや共済組合、健康保険組合など、各医療保険者間の連携・情報共有に努め、特定健診、特定保健指導推進研修及びスキルアップ研修会を開催いたしました。

②初めて国保主管課長会議を開催しまして、本会の事業内容や取り組みを理解していただくため、事業概要や課題について説明を行ったところでございます。また、保険者間の情報共有や保険者が本会へ期待すること等をテーマにグループ討議を行うことにより、本会に対するニーズの把握にも繋がったと感じているところでございます。

次の169 ページ以降につきましては、これまでご説明申し上げた事業を含めた「実施事業」を掲載してございます。

1の会務の運営の(1)につきましては、例年開催の幹事会、監査、理事会、総会関係など、本会の運営に関する内容でございます。(2)は、個人情報保護・情報セキュリティ対策の推進といたしまして、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の維持審査を受けまして、認証登録について継続とされたところでございます。

170 ページをお開きください。

(3)国保新制度施行に関する対応につきましては、国保の新制度施行が円滑に実施できるよう県へ職員派遣を行うとともに、県の国保運営連絡会議及び検討部会に参画したところでございます。

(4)におきましては、大規模災害時に本会業務が継続して遂行できるよう業務継続計画(BCP)を策定いたしました。

2の一般事業につきましては、(1)業務推進に関する事項としまして、ア業務遂行能力等の向上のための職員研修を実施したところでございます。

171 ページをご覧ください。

(2)の育成指導に関する事項につきましては、次のページまで、保険者事務の円滑な運営に寄与するため、各種研修会等を実施してまいりました。172 ページをお開きいただきまして、特にエの2つ目の○、国保トップセミナーにおきましては、国保の制度改正や制度を巡る諸情勢について、厚生労働省、国保中央会にご講演いただいたところでございます。

(4)の調査研究に関する事項につきましては、医療費分析等のデータについて、保健指導用資料として保険者等に提供したところでございます。

174 ページをお開きください。

(5)事業振興に関する事項につきましては、医療保険制度等に係る財政安定を図るために、関係団体と連携を図り、保険者とともに公費3,400億円の継続投入など、国等へ要請活動を行いました。また、2つ目の○、国保連合会を法人税の非課税扱いとする税制改正の要請も行いましたが、結果として要望の実現に必要な関係通知の改正となり、今年度から実施されることとなりました。

175 ページをご覧ください。

3診療報酬審査支払事業につきましては、(2)審査の充実強化及び査定率の向

上として、特にイの高点数レセプトの重点審査やページをおめくりいただきまして、176 ページのカ、パソコンによる画面上の審査における審査支援項目の精査及び拡充などにより、審査支払機関として、審査の公平・公正性を保ち、迅速・正確な支払いに努めたところでございます。

178 ページをお開きいただきまして、カの人工知能を活用した柔道整復に係る実証試験につきまして、柔道整復の申請書は電子化されておらず、紙で処理していることから、紙のデータを画像化し、その画像データについて、人工知能を使って柔道整復申請書のレイアウトや文字を自動認識にするための検証作業を実施いたしました。受療した日の情報等、一部文字の自動認識の精度が低かったため、施術所の傾向や受療者の動向を把握する仕組みの構築までには至りませんでした。

179 ページの（6）以降は、診療報酬等について、実績値などを掲載してございます。

次に 185 ページをお開きください。

4 介護保険事業につきましては、介護給付費等及び総合事業費の適正な審査支払業務、苦情処理業務の的確な対応に努めてまいりました。また、保険者事務の軽減や介護給付費の適正化を図るための事業を実施してまいりました。

次に 187 ページをお開きください。

（2）の介護サービス苦情処理業務につきましては、アの苦情処理委員会の開催、イの苦情申立に係る訪問調査や改善状況を確認する調査により指導助言を実施してまいりました。

188 ページをお開きください。

エ研修会の開催においては、介護サービスを提供する事業所を対象に、介護サービスの質の向上を図るための研修会を開催いたしました。

190 ページをお開きください。

5 の障害者総合支援事業におきましては、障害者総合支援給付費及び障害児給付費、地域生活支援事業の円滑な審査支払業務に努めてまいりました。

下のページの 6、保険者事務共同事業による保険者支援につきましては、国保及び介護保険に係る共同電算処理業務として、ジェネリック医薬品利用促進のための差額通知、医療費通知及び介護給付費通知の作成をはじめとする処理を行いました。

次に、202 ページをお開きください。保健事業等のための保険者支援のうち、（2）保険者の特定健診・特定保健指導に関する項目として、ウにおいては、特定健診未受診者受診勧奨はがきを 5 つの保険者から受託のうえ作成し、次のエでは、県下全体の取り組みとして、県より示された仕様に基つき「特定健診受診済カード」を作成したところでございます。

次に、212 ページをお開きください。

8 その他事業としまして、（1）国保診療施設への支援では、国保保険者が運営する診療施設の協議会事務局として、国保地域医療学会や事務長・看護師長等の各種研修会の開催、各施設の医師や看護師等の募集を行ったところでございます。

最後に、215 ページをお開きください。

10 の「予算の適正な編成及び執行」につきまして、予算編成にあたっては、実績をもとに事業の評価を行い、新規事業の実施、事業の見直し、手数料等の精査を行い反映させたところでございます。

また、平成 30 年 10 月から国保中央会と全国の国保連合会においてテレビ会議システムを導入したことにより、各種システム説明会等に係る旅費の節減に努めてまいりました。

なお、予算執行においては、一般競争入札の実施等により経費削減に努めるとともに、適正な予算執行等を確認するため内部監査員による内部監査及び公認会計士による期中・期末監査を実施いたしました。

平成 30 年度の事業報告につきましては、以上でございます。

(議案第 21 号 平成 30 年度一般会計歳入歳出決算の認定について)

【事務局】

A 3 判の概要説明資料にお戻りいただきまして、30 ページをお開きください。

議案第 21 号は、平成 30 年度一般会計 歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計の決算認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額 3 億 1,516 万 8,755 円、支出済額 2 億 8,633 万 1,158 円、歳入歳出差引残額 2,883 万 7,597 円につきましては、全額翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

本会計は、負担金及び国庫補助金等を収入といたしまして、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための、各種事業、研修会等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、理事会議案の 219 ページから 239 ページに掲載してございます。

(議案第 22 号 平成 30 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について)

【事務局】

31 ページをお開きください。

議案第 22 号は、平成 30 年度診療報酬審査支払 特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額 10 億 5 千万 9,488 円、支出済額 9 億 9,949 万 2,506 円、歳入歳出差引残額 5,051 万 6,982 円につきましては、全額翌年度へ繰越させていただくものでございます。

この会計は、審査支払手数料及び国庫補助金等を収入としまして、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、理事会議案の 241 頁から 265 頁に掲載してございます。

(議案第 23 号 平成 30 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について)

【事務局】

32 ページをお開きください。

議案第 23 号は、平成 30 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について でございます。

主旨でございますが、同会計業務勘定の決算認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額 6 億 7,561 万 8,458 円、支出済額 6 億 5,304 万 6,705 円、歳入歳出差引残額 2,257 万 1,753 円につきましては、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

この会計は、後期高齢者医療審査支払手数料及び国庫補助金等を収入としまして、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営等を行なう会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、理事会議案 291 頁から 310 頁に掲載してございます。

(議案第 24 号 平成 30 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について)

【事務局】

33 ページをお開きください。

議案第 24 号は、「平成 30 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

主旨でございますが、同会計の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額 5 億 9,276 万 3,152 円、支出済額 5 億 9,276 万 3,152 円、歳入歳出差引残額 0 円でございます。

この会計は、交通事故等に係る損害賠償金の受け払いを行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、理事会議案 325 頁から 331 頁に掲載してございます。

(議案第 25 号 平成 30 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について)

【事務局】

34 ページをお開きください。

議案第 25 号は、「平成 30 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

主旨でございますが、同会計業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額 7,136 万 6,058 円、支出済額 5,740 万 5,054 円、歳入歳出差引残額 1,396 万 1,004 円につきましては、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

この会計は、特定健康診査・特定保健指導等費用手数料等を収入としまして、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、理事会議案 333 頁から 343 頁に掲載してございます。

(議案第 26 号 平成 30 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について)

【事務局】

35 ページをお開きください。

議案第 26 号は、「平成 30 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の決算認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額 3 億 3,866 万 7,603 円、支出済額 2 億 8,181 万 1,747 円、歳入歳出差引残額 5,685 万 5,856 円につきましては、全額翌年度へ繰越させていただくものでございます。

この会計は、介護給付費審査支払手数料及び国庫補助金等を収入として、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、理事会議案 353 ページから 371 ページに掲載してございます。

(議案第 27 号 平成 30 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について)

【事務局】

続きまして、36 ページをお開きください。

議案第 27 号は、「平成 30 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の決算認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額 8,466 万 8,841 円、支出済額 6,851 万 247 円、歳入歳出差引残額 1,615 万 8,594 円につきましては、全額翌年度へ繰越させていただくものでございます。

この会計は、障害介護給付費審査支払手数料電子証明書発行手数料等を収入とし、障害介護給付費等の審査支払業務等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、理事会議案 387 ページから 398 ページに掲載してございます。

【支払勘定】

(議案 第 22 号～第 27 号)

【事務局】

37 ページをお開きください。支払勘定でございます。

37 ページの議案第 22 号（再掲）から 42 ページの議案第 27 号（再掲）までは、平成 30 年度各支払勘定の歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、各支払勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、診療報酬等を市町村等から受け入れ、同額を医療機関等へ支払う会計でございますので、内容説明等につきましては、省略させていただきます。

す。

詳細につきましては、理事会議案の各支払勘定にお示ししてございます。

【財産目録】

【事務局】

続きまして「財産目録」でございます。A4版の理事会議案でご説明します。

理事会議案の411ページをお開きください。

財産目録（平成30年度）決算で、平成31年3月31日現在におけるものでございます。

1. 現金の部は0円でございます。

2. 預金の部は普通預金が総額で3億389万9,383円でございます。

内訳としまして、アの一般会計からキの障害者総合支援法関係業務等特別会計があり金額はお示しのとおりでございます。

3. 債券の部は0円で、4. 積立金の部は総額で14億87万2,498円でございます。

普通預金が611万3,980円、定期預金が13億9,475万8,518円でございます。

定期預金につきましては、安全かつ効率的な資産運用を実施しており大口定期で6か月～2年の期間で運用を行っております。

内訳は一般会計積立資産から障害者総合支援法減価償却引当資産まで、表にお示しのとおりでございます。

総額で合計17億477万1,881円でございます。

平成30年度 決算関係の説明は以上でございます。

【議長（隈元理事長）】

ここで、監事の監査報告をお願い申し上げます。

【監査報告】

【監事（十島村 肥後村長）】

皆さん、御苦労様です。十島村村長の肥後でございます。

監査報告をさせていただきます。理事会議案の413ページをお開きください。結果報告書が次の415ページでございます。御覧ください。御報告いたします。

鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第28条第2項の規定に基づき、令和元年7月5日事務局において、平成30年度事業実施状況及び一般会計・特別会計各歳入歳出決算書について、それぞれの関係者から説明を聴取するとともに、財産台帳・各種関係帳簿・証拠書類を照合するなどして、事務の執行状況について監査を行った。

その際、監査法人による監査報告も受けた。その結果を下記のとおり報告する。

なお、監事である保険者の国保担当主管課長の2名による予備監査も、令和元年6月25日事務局において行っている。

記

1 平成30年度の事業は、概ね当初の事業計画どおり実施され、その目的を達していることを認めた。

2 預金通帳等の保管状況は厳正に行われ、一般会計及び特別会計歳入歳出決算

については、財産台帳・関係帳簿・証拠書類と照合の結果、いずれも的確に処理され、良好に管理されていることを認めた。

以上で監査報告を終わります。

【議長（隈元理事長）】

どうも有難うございました。

ただいまの事務局の説明と監事さんによる監査報告について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、議案第 20 号から議案第 27 号までは、いずれも原案どおり決定することによろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

御異議が無いようですので、議案第 20 号から議案第 27 号まではいずれも原案どおり決定することといたします。

監事の肥後村長さん有難うございました。肥後村長さんにおかれましては、ここで退席されます。

次に、議案第 28 号「財産の処分（令和元年度）について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

（議案第 28 号 財産の処分（令和元年度）について）

【事務局】

A 3 版理事会附議事項の 43 ページをお開きください。

議案第 28 号は、「財産の処分(令和元年度)について」でございます。

主旨でございますが、財産の取り崩しについて承認を求めるものでございます。

内容でございますが、表中の積立金の種類、一般会計積立資産処分額 4 万 4 千円は運用利息分を取り崩すもので、次の国民健康保険財政調整基金積立資産処分額 2 千万 2 千円は、30 年度に積み立てた積立資産を洗い替えのため取り崩すもので、次の後期高齢者医療財政調整基金積立資産処分額 3 千円は、運用利息分を取り崩すものでございます。

以上でございます。

【議長（隈元理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することによろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

御異議が無いようですので、議案第 28 号は原案どおり決定することといたします。

次は、令和元年度予算補正関係です。

議案第 29 号から議案第 34 号までは、それぞれ関連がありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差しつかえございませんか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、議案第 29 号「令和元年度一般会計歳入歳出予算補正について」から、議案第 34 号「令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について」までの 6 件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(議案第 29 号 令和元年度一般会計歳入歳出予算補正について)

【事務局】

43 ページでございます。

議案第 29 号は、「令和元年度一般会計歳入歳出予算補正について」でございます。

主旨でございますが、本会の事業運営の充実を図るため総務課の人員配置を見直したこと及び、診療報酬譲受債権請求事件の裁判が終了したため 顧問弁護士に費用の支払いをすること等から所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに、891 万 8 千円でございます。

主な事項の歳入でございます。4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 3 万 7 千円は、運用利息を金融機関から受入れ、歳出の一般会計積立資産で積み立てるものでございます。

5 款繰入金、2 項積立金繰入金、3 目 1 節一般会計積立資産繰入金 4 万 4 千円は一般会計積立資産から運用利息分を取り崩し受け入れるものでございます。

6 款繰越金 883 万 7 千円は、繰越が確定したことから、受け入れるものでございます。

歳出でございます。2 款総務費、1 項総務管理費、2 目一般管理費、1 節報酬 2 節給料、3 節職員手当は、嘱託職員 1 人と職員 1 人の当初予算不足分を補正するもので、13 節委託料は診療報酬譲受債権において、平成 27 年に提訴された案件が勝訴し終了したことから弁護士費用に充てるため補正させていただくもので、4 款 1 項積立金 155 万 6 千円と 4 万 4 千円は資産管理運用規程に基づきそれぞれ積み立てるものでございます。

6 款 1 項 3 目諸支出金 8 万 3 千円は、30 年度の国庫補助の実績に伴う超過分を国へ返還するものでございます。

(議案第 30 号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正 (3 回) について)

【事務局】

44 ページをお開きください。

議案第 30 号は、「令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正 (3 回)

について」でございます。

主旨でございますが、平成 30 年度決算において剰余が生じたため、令和元年度において保険者から徴収する手数料の額から控除し返還すること及び平成 30 年度の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金において交付額が実績額を超過したことから、残余额を国庫へ返還する等、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、業務勘定が歳入歳出ともに 2,726 万 6 千円、国民健康保険診療報酬支払勘定が歳入歳出ともに 1 億 1,499 万 7 千円でございます。主な事項の歳入でございます。

1 款手数料、1 項 1 目国民健康保険診療報酬審査支払手数料の補正額 4,325 万 8 千円の剰余金を保険者から徴収する手数料の額から控除し返還するため、減額補正をするものでございます。

5 款財産収入、1 項積立金運用収入、1 目利子 6 千円は積立金の利息を受け入れるものでございます。

6 款繰入金、2 項積立金繰入金、1 目財政調整基金積立資産繰入金の補正額 2 千万 2 千円は、積立金を取崩し、受け入れるものでございます。

7 款 1 項 1 目繰越金補正額 5,051 万 6 千円は繰越金が確定したため受入れるものでございます。

歳出でございます。1 款総務費、1 項審査支払管理費、1 目一般管理費補正額 122 万 5 千円は審査事務の強化をはかるため、嘱託職員の経費に充てることから補正するものでございます。

6 款 1 項積立金、1 目財政調整基金積立資産の補正額 1 千円は積立資産の利息を積み立てるため補正するものでございます。

2 目減価償却引当資産の補正額 2,603 万 9 千円は資産管理運用規定に基づき 積み立てるものでございます。

4 目 I C T 積立資産は新たに厚労省から科目が示されたため科目新設するものでございます。

下段の表をご覧ください。支払勘定でございます。

主な事項の歳入で 5 款 1 項 1 目繰越金の補正額 1 億 1,499 万 7 千円は、平成 30 年度の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の剰余金を令和元年度に国庫へ返還するため、繰越金で受け入れ、歳出で諸支出金を科目新設し、同額を返還するものでございます。

(議案第 31 号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について)

【事務局】

45 ページをお開きください。

議案第 31 号は、「令和元年度 後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について」でございます。

主旨でございますが、平成 30 年度決算において剰余が生じたため、令和元年度において後期高齢者医療広域連合から徴収する手数料の額から控除し返還すること等、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに 418 万 6 千円でございます。

主な事項で説明いたします。

歳入で1款1項手数料、1目後期高齢者医療診療報酬審査支払手数料の補正額1,838万7千円は後期高齢者広域連合から徴収する手数料の額から、控除し返還するため減額補正するものでございます。

5款繰入金、2項積立金繰入金、1目財政調整基金積立資産繰入金補正額の2千円は、積立資産の利息を取崩し受け入れるものでございます。

6款1項1目繰越金補正額2,257万1千円は繰越金が確定したため受入れるものでございます。

歳出で1款総務費、1項審査支払管理費、1目一般管理費は審査事務の強化を図るため、嘱託職員の経費に充てることから、報酬に委託料のOCR機器更改導入経費の不用額等を充てるため補正させていただくものでございます。

4款1項積立金、1目財政調整基金積立資産補正額2千円は積立金の利息2千円を積み立てるため補正させていただくものでございます。

4目ICT積立資産は新たに厚労省から科目が示されたため科目新設するものでございます。

6款負担金、1項国保中央会負担金、1目レセプト電算処理システム負担金はレセプト電算処理システム推進事業に関する費用を国保中央会へ支払うため補正させていただくものでございます。

(議案第32号 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について)

【事務局】

46ページをお開きください。

議案第32号は、「令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

主旨でございますが、平成30年度決算において剰余が生じたため、令和元年度において保険者から徴収する手数料の額から控除し返還すること及び、新たな積立資産が示されたことなどから、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出とも、911万8千円でございます。

主な事項の歳入でございます。1款手数料、1目特定健診・特定保健指導等費用手数料補正額283万8千円、2目後期高齢者健診等費用手数料補正額200万5千円は、剰余金を保険者へ返還するため、減額補正させていただくものでございます。

6款繰越金補正額1,396万1千円は繰越額が確定したため、受け入れるものでございます。

歳出でございます。2款積立金、4目ICT積立資産補正額843万8千円は、新たな積立資産が示されたことから、科目を新設し積立させていただくもの、4款負担金、1目国保中央会負担金補正額61万3千円は、特定健診受診件数の増加が見込まれることから、特定健診等データ管理システムに係る負担金を増額するもの、6款諸支出金、23節償還金利子及び割引料補正額6万7千円は、平成30年度の国庫補助金超過分を国へ返還するものでございます。

(議案第 33 号 令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について)

【事務局】

47 ページをお開き下さい

議案第 33 号は「令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

主旨でございますが、議案第 32 号と同様でございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに 4,544 万 9 千円でございます。

主な事項の歳入でございます。1 款 1 項手数料、1 目介護給付費審査支払手数料 1,049 万 4 千円、2 目介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料補正額 124 万 5 千円は、剰余金を保険者へ返還するため減額補正させていただくものでございます。

7 款 1 項 1 目介護予防ケアマネジメント負担金受入金補正額 33 万 2 千円は、住所地特例対象者に対する総合事業における介護予防ケアマネジメント費について、30 年度実績を勘案し補正させていただくものでございます。

10 款 1 項 1 目繰越金補正額 5,685 万 5 千円は、繰越が確定したため受入れるものでございます。

歳出でございます。

6 款 1 項 1 目介護予防ケアマネジメント負担金支出金補正額 33 万 2 千円は、歳入の介護予防ケアマネジメント負担金受入金に対応するものでございます。

7 款 1 項積立金、1 目財政調整基金積立資産補正額 1,780 万 3 千円、2 目減価償却引当資産補正額 653 万 9 千円は、資産管理運用規程に基づき、積立てることから、4 目 ICT 積立資産補正額 2,077 万 5 千円は、新たな積立資産が示されたことから科目新設し、補正させていただくものでございます。

(議案第 34 号 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について)

【事務局】

48 ページをお開き下さい。

議案第 34 号は、「令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

主旨でございますが、議案第 32 号と同様でございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに 1,229 万 8 千円でございます。

主な事項の歳入でございます。

1 款手数料、1 項給付費等審査支払手数料、1 目障害介護給付費審査支払手数料補正額 246 万 7 千円、2 目障害児給付費審査支払手数料補正額 128 万円、3 目共同処理事務手数料補正額 11 万 3 千円は、剰余金を市町村へ返還するため、減額補正させていただくものでございます。

8 款 1 項 1 目繰越金 1,615 万 8 千円は繰越が確定したため受入れるものでございます。

歳出でございます。

4 款 1 項積立金、1 目財政調整基金積立資産補正額 423 万 7 千円、2 目減価償却引当資産補正額 91 万 9 千円は、資産管理運用規程に基づき、積立てることから、4 目 ICT 積立資産補正額 714 万 2 千円は、新たな積立資産が示されたことから、科目新設し、補正させていただくものでございます。

【平成 30 年度の剰余金返還について】

【事務局】

ここまで各会計手数料の返還に関する予算補正について説明してまいりましたが、30 年度剰余金返還について別添資料の A 3 横の資料 1 をご覧ください。

本会は、税務上の収益事業として法人税の課税機関でございます。

毎年、税務署への実費弁償方式判定の収支計算で黒字になった場合に翌年度にその剰余金を返還することで非課税扱いとなるものでございます。

30 年度は実費弁償判定で黒字となったことから、その剰余分を返還するものでございます。

収益事業に係る実費弁償方式の剰余とは、実費弁償方式判定のための収入・支出の明細書の「調整後当期収支差額」のことで、複式簿記により計上されるものです。単式の歳入歳出決算書における歳入と歳出の差額である繰越金とは一致いたしません。

そこで、法人税を非課税扱いとするため、黒字となった 5 会計で、実費弁償判定による剰余金を令和元年度の手数料で相殺し返還させていただきます。

保険者毎の返還額は、資料 1 の保険者別一覧表にお示しのとおりでございます。

30 年度の手数料件数の割合で按分し算出させていただいております。

手数料からの控除につきましては、7 月の総会承認後、8 月請求分から 6 か月間で行う予定で、総会終了後公文を送付させていただきます。

30 年度の予算補正は、以上でございます。

【議長（隈元理事長）】

ただいまの議案第 29 号から議案第 34 号までの説明について、何か御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、議案第 29 号から議案第 34 号までは、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、議案第 29 号から議案第 34 号まではいずれも原案どおり決定することといたします。

次に、議案第 35 号「役員の改選について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(議案第 35 号 役員の改選について)

【事務局】

A 4 版の理事会議案で説明させていただきます。

理事会議案 459 ページをお開きください。議案第 35 号は役員の改選についてでございます。理事及び監事を改選しようとするものでございます。

理事の定数は 12 人でございます。任期は令和元年第 2 回通常総会終結のときから令和 3 年第 2 回通常総会終結のときまででございます。

理事の選任につきましては、市長会から 5 人、町村会から 5 人、国保組合からお 1 人の計 11 人の推薦をいただき、会員外からのお 1 人を加えまして、ここにお示しの 1 2 人の方々を理事として提案するものでございます。

次に監事でございます。定数はお 2 人で、任期は理事と同様でございます。監事の選任につきましては、ここにお示しのお二人を提案するものでございます。460 ページには参考としまして、現役員と新役員を掲載しております。

以上でございます。

【議長（限元理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することによろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、議案第 35 号は原案どおり決定することといたします。

以上理事会への提案議案について終了いたしました。その他、何かございませんか。

(な し)

以上を持ちまして、本日予定されました附議事項はすべて終了いたしました。御協力ありがとうございました。

8. 閉会の挨拶

【川上事務局長】

本日は、理事の皆様方には、長時間にわたりご審議いただき誠にありがとうございました。

提案いたしました報告事項 16 件、役議案 5 件、議案 17 件すべてご承認いただきました。重ねて御礼申し上げます。

今年度の事業につきましては、順調に進めているところでございます。

今後も、役職員一体となり、保険者のためにどのように貢献できるかということ

を念頭に置き、努力してまいり所存でございますので、ご理解のうえ、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

[閉会 午後 3 時 10 分]